

第2次浜松市空家等対策計画の策定について（素案）

1 目的

空家等対策計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に規定され、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため策定するもの。

2 経緯

平成29年4月施行の第1次浜松市空家等対策計画が令和4年3月末をもって計画期間の5年を経過するため。

3 概要

(1) 対象地区

浜松市全域

(2) 計画期間

令和4年度から令和13年度（10年間）※5年を目途に検証評価し、適宜見直す。

(3) 基本的な方針

- ・空家等の所有者等による管理の原則（所有権に基づき、所有者等が適切に管理）
- ・関係団体等との連携（司法書士会、行政書士会、不動産、建築、金融等）
- ・空家等の調査（現地調査、不動産登記情報調査等）
- ・所有者等を確知できない空家等への対応（財産管理制度等の活用）

(4) 市の対策

《対策①》所有者等による空家等の適切な管理の促進

- ・金融機関と連携した市民意識の啓発（R1～）等

《対策②》空家等及び跡地の活用の促進

- ・空き家ワンストップ相談会（H29～）
- ・浜松市空家等除却促進補助金（R2～）
- ・浜松市空き家バンク（R2～）
- ・不動産事業者等への情報提供（R4～）等

《対策③》特定空家等に対する措置その他の対処

- ・行政指導（助言、指導、勧告）
- ・行政処分

4 実施体制

(1) 相談窓口

各区区振興課、市民生活課（総合調整）

(2) 関係部署との連携

建築行政課、土木整備事務所、消防署等との連携

(3) 関係団体との連携

司法書士会、行政書士会、不動産、建築、金融等との連携

5 実施スケジュールについて

令和3年10月 パブリック・コメント実施（10月15日～11月15日）

令和4年2月 市民文教委員会（パブリック・コメント実施結果）

4月 第2次浜松市空家等対策計画施行